

函館市犬および猫の譲渡実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）第35条第4項の規定に基づく市立函館保健所において実施する犬および猫の譲渡に関し、必要な事項を定めるものとする。

(譲渡対象動物)

第2条 市立函館保健所が引き取りまたは収容した犬および猫であって譲渡することができるもの（以下「譲渡対象動物」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。ただし、譲渡対象動物を譲り受けようとする者（以下「譲受者」という。）の飼養経験、資質および能力等により譲渡に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 視診、触診等により健康と判断されること。
- (2) 固形物を自力で摂食できると認められること。
- (3) 攻撃性がないかまたはあっても飼養の過程で解決できると判断されること。
- (4) 人および社会に順応性があると判断されること。

(譲受者)

第3条 譲受者は、次に掲げる者とする。

- (1) 新たな飼い主となる個人（以下「個人飼養者」という。）
- (2) 非営利目的で新たな飼い主を探す活動を行っている団体または個人（以下「団体等」という。）

(譲受者の要件)

第4条 譲受者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 市立函館保健所または函館市犬猫管理所まで譲渡対象動物を引き取りに来ることができること。
- (2) 譲渡対象動物を適正に飼養する等の誓約書の内容を理解し、遵守できること。

- (3) 飼養する場所が集合住宅または借家等の場合、動物の飼養が承認されていること。
- (4) その他市立函館保健所長（以下「保健所長」という。）が必要と認める要件を満たしていること。
- 2 前項の規定のほか個人飼養者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。
 - (1) 18歳以上で、自らが飼養するにあたり同居家族全員の同意が得られていること。
 - (2) 病気等で飼養を継続できなくなった場合、代わりに飼養できる者がいること。
- 3 第1項の規定のほか団体等は次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。
 - (1) 市が行う動物の愛護および管理に関する事務を理解し、協力できること。
 - (2) 再譲渡（団体等から個人飼養者への譲渡）の手続きを明確にしていること。
 - (3) 団体等の活動理念や目的が社会と調和したものであって、他の行政機関、動物愛護団体、市民等との間でトラブルを起こしたことがないこと。
 - (4) 適正に飼養管理できる能力を越えて動物を飼養していないこと。
 - (5) 団体等の活動は、関係する法令および条例等を遵守していること。
（譲渡の手続き）

第5条 譲渡の手続きは次のとおりとする。

- (1) 譲受者は、事前に市立函館保健所へ連絡し指示に従うものとする。
- (2) 譲渡申請は市立函館保健所で行う。
- (3) 譲渡対象動物の面会および引渡しは、市立函館保健所または函館市犬猫管理所のうち、保健所長が指定した場所で行う。
- 2 前項の規定のほか個人飼養者への譲渡（以下「個人譲渡」という。）の手続きは次のとおりとする。
 - (1) 譲渡申請書（別記第1号様式）および誓約書（別記第2号様式）

を保健所長に提出しなければならない。

- (2) 譲受者の住所、氏名および年齢を確認できる公的機関が発行した文書等を提示しなければならない。
- (3) 保健所長は、譲受者が第4条第1項各号および第2項各号に掲げる要件に適合しているかを確認し、すべて適合している場合に譲渡対象動物を譲渡するものとする。ただし、譲渡することにより適正な飼養管理ができなくなるおそれがあると特に認められるときには譲渡しないことができる。
- (4) 譲渡対象動物が犬の場合、原則として、譲渡の手続きと同時に狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条の規定により登録しなければならない。

3 第1項の規定のほか団体等への譲渡（以下「団体譲渡」という。）

の手続きは次のとおりとする。

- (1) 譲渡申請書（別記第3号様式）および誓約書（別記第4号様式）を保健所長に提出しなければならない。
- (2) 譲渡の手続きを行う担当者の住所、氏名および年齢を確認できる公的機関が発行した文書等を提示しなければならない。
- (3) 前号までの規定にかかわらず、補助事業として市が補助金を交付している団体については、手続きを一部省略することができる。
- (4) 保健所長は、譲受者が第4条第1項各号および第3項各号に掲げる要件に適合しているかを確認し、すべて適合している場合に譲渡対象動物を譲渡するものとする。ただし、譲渡することにより適正な飼養管理ができなくなるおそれがあると特に認められるときには譲渡しないことができる。

4 同じ譲渡対象動物について、譲渡申請が同時にあった場合は、個人譲渡を優先し、個人譲渡は市内に居住する者を優先する。

（譲渡対象動物に関する情報提供）

第6条 保健所長は、市において譲渡対象動物を飼養している間、当該譲渡対象動物に関する情報を市ホームページに掲載するものとする。

（委任規定）

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

個体番号 （保健所記入）	
-----------------	--

譲渡申請書（個人譲渡）

年 月 日

市立函館保健所長 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話 _____

下記のとおり譲渡対象動物の譲り受けを申請します。

記

種 類	犬 ・ 猫	雑種 ・ ()	
年 齢	歳 ヶ月（推定）		
性別等	オス ・ メス ・ ()	毛 色	
その他特徴			
同居家族 全員の同意	有 ・ 無	犬または猫 の飼育経験 （種類）	有 ・ 無 （犬 ・ 猫）
飼養する場所および 主に世話をする人 <small>（申請者と同一の時は記入する 必要はありません）</small>	住所 氏名	電話	
飼養する場所の状況	自宅 ・ 借家 ・ アパート ・ その他 ()		
	動物の飼養が認められて (いる ・ いない)		
現在飼養中の動物	犬	猫	その他 ()
	頭	頭	
飼養継続できなくな った場合の代理	有 () ・ 無		

【本人確認方法】 運転免許証/健康保険証/住基カード/マイナンバーカード
 /他 ()

別記第2号様式（第5条関係）

誓約書（個人譲渡）

私は、この度市立函館保健所から犬・猫を譲り受けるにあたり、下記の遵守事項を守って適正に飼養管理し、模範的な飼い主となることを誓約します。

記

- 1 譲り受けた動物の生理、生態、習性等を理解するとともに、人への危害防止等他人に迷惑をかけないように飼い主の責任を十分に自覚し、愛情を持って適正に終生飼養します。
- 2 生後91日以上の子犬については、「狂犬病予防法」に基づき登録し、年1回の狂犬病予防注射を受けさせます。また、犬には交付された鑑札と注射済票を着用し、適切な方法により逸走の防止を図ります。
- 3 猫は迷子札またはマイクロチップを装着し、室内で飼養します。
- 4 譲り受けた犬・猫に子供ができたときに責任を持ってない場合は、その動物に避妊・去勢手術またはこれに代わる繁殖制限措置を行います。
- 5 譲り受けた犬・猫が疾病等に罹った場合には適切な治療を受けさせます。
- 6 譲り受けた犬・猫に病気、行動、その他の問題があった場合、函館市に対してその責任を一切問いません。また、治療等にかかる費用についても一切請求しません。
- 7 譲り受けた犬・猫は営利を目的とした行為に用いません。
- 8 やむを得ず飼育が困難となった場合には、責任を持って新たな飼い主を探します。
- 9 譲渡後に「元の飼い主」が判明し返還を求められた場合は、譲受者の名前や連絡先等を教えることに同意します。また、その際には、当該犬等の取り扱い等は当事者間で誠実に話し合うことを約束します。
- 10 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」また、犬においては「狂犬病予防法」および「函館市犬の危害の防止等に関する条例」など関係法令に定められた事項を遵守します。
- 11 人とペットの安全を守るため、避難のための準備など日頃から災害の発生に備えます。
- 12 ペットを飼い続けるために経済的な負担が生じることや、人もペットも年を重ね体力や生活習慣が変わっていくことを十分理解し、来る将来に備えます。

年 月 日

市立函館保健所長 様

氏名 _____

個体番号 (保健所記入)	
-----------------	--

譲渡申請書（団体譲渡）

年 月 日

市立函館保健所長 様

申請者 (団体)住所 _____

申請者 (団体)名称 _____

代表者氏名 _____

電話 _____

担当者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

(代表者と同一の時は記入する必要はありません)

下記のとおり譲渡対象動物の譲り受けを申請します。

記

種 類	犬 ・ 猫	雑種 ・ ()
年 齢	歳 月 (推定)	
性別等	オス ・ メス ・ ()	毛 色
その他特徴		
団体人数	名	
飼養する場所および主に世話をする人	住所 氏名	電話
飼養する場所の状況	自宅 ・ 借家 ・ アパート ・ その他 ()	
	動物の飼養が認められて (いる ・ いない)	
飼養可能頭数	犬	猫
	頭	頭
現在飼養中の動物	犬	猫
	頭	頭

【担当者本人確認方法】 運転免許証/健康保険証/住基カード/マイナンバーカード/他 ()

別記第4号様式（第5条関係）

誓約書（団体譲渡）

私（達）は、この度市立函館保健所から犬・猫を譲り受けるにあたり、再譲渡するまでの間、下記の遵守事項を守って適正に飼養管理することを誓約します。

記

- 1 函館市が行っている動物の愛護および管理に関する事務を理解し、譲渡事業に協力します。
- 2 譲り受けた犬・猫は、責任をもって適正に飼養します。また、適正に飼養管理できる数を越えて飼養することはしません。
- 3 譲り受けた犬・猫は営利を目的とした行為に用いません。
- 4 譲り受けた犬・猫が疾病等に罹った場合には適切な治療を受けさせます。また、必要に応じて、適切な繁殖制限措置を行います。
- 5 譲り受けた犬・猫に病気、行動、その他の問題があった場合、函館市に対してその責任を一切問いません。また、治療等にかかる費用についても一切請求しません。
- 6 譲り受けた犬・猫を再譲渡するにあっては、説明等を十分に行いトラブル防止に努めます。生じたトラブルについては双方の責任において解決します。
- 7 犬を譲渡するにあっては、狂犬病予防法の規定に基づき、犬の登録手続きと予防注射（年1回）を接種しなければならないことについて必要な助言を行います。
- 8 譲渡後に「元の飼い主」が判明し返還を求められた場合は、団体の連絡先等を教えることに同意します。また、その際には、当該動物の取扱いは当事者間で誠実に話し合うことを約束します。
- 9 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」また、犬においては「狂犬病予防法」および「函館市犬の危害の防止等に関する条例」など関係法令に定められた事項を遵守します。
- 10 動物愛護に関する意見や考え方等が異なる者への批判や誹謗中傷は決してしません。

年 月 日

市立函館保健所長 様

（団体）名称 _____

代表者氏名 _____

担当者氏名 _____

（代表者と同一の場合は記入する必要はありません）